

PLTでんき 電気受給（太陽光の売電）条件説明書（重要事項説明書）

小売電気事業者：大阪ガス株式会社

代理事業者：トヨタホーム株式会社

ご契約前に「PLTでんき受給（太陽光余剰電力買取）契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

1. 個人情報の取扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客様の個人情報は、トヨタホーム株式会社（以下、トヨタホームといいます。）および大阪ガス株式会社（以下、大阪ガスといいます。）のプライバシーポリシーに従い取り扱います。PLTは、お客様の買取料金、買取量等を大阪ガスから取得し、サービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でそのお客様情報を利用いたします。またご記入いただいたメールアドレスは、メールマガジン、ネットサービス利用に必要な情報の発信およびアンケートのお願いのために用い、それ以外の目的では利用いたしません。
- 大阪ガスは、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、発電電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、送配電事業者等といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

2. 契約の申込みについて

- トヨタホームは、大阪ガスの代理事業者として、PLTでんき受給契約をお客様との間で締結いたします。
- PLTでんき受給契約を締結することを希望される場合は、インターネット等により、トヨタホームにお申込みいただけます。
- 大阪ガスは、電気の需給状況、受電設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む大阪ガスとの他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合並びに大阪ガスが適当でない判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。
- また、お申込み在先立ち、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の適用に際し「設備認定」を受けた時点から、発電方式や発電設備容量に変更がないことを確認いたします。発電方式や発電設備容量が認定時点と異なる場合、お申込みを受付けることができない場合があります。
- 固定価格買取期間満了に伴う切り替えは、固定価格買取期間満了の20日前までにお申込みください。

3. 契約内容について

- PLTでんき受給契約は、大阪ガスが再生可能エネルギーとして太陽光を利用して発電された電気を買取る契約で、詳細は大阪ガスが定めるPLTでんき受給約款によるものといたします。PLTでんき受給約款はトヨタホームのホームページに掲載します。
- ご契約時の価格は変動となる場合がございます。

- 大阪ガスは、PLTでんき受給約款を変更することがあります。お客様は、変更後のPLTでんき受給約款に異議がある場合、解約することができます。
- PLTでんき受給約款または受給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客様にお知らせいたします。その際には、受給条件の説明を、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他大阪ガスが適当と判断した方法により行い、当該変更をしようとする必要事項のみを説明し、記載することについてあらかじめ承諾していただきます。

4. 受給開始時期について

- PLTでんき受給契約の締結後、現在ご契約中の電気買取契約の解約や大阪ガスの発電バランシンググループへの組み入れ等、大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、受給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の受給開始予定日は、お申込みから3週間～2カ月後となります。なお、お手続きの都合により受給開始予定日のご案内が受給開始後となる場合があります。また、お知らせした受給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 万が一、受給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、受給開始予定日の2営業日前までに大阪ガスへその旨をお申し出いただく必要があります。

5. スマートメーターへの取替について

- PLTでんき受給契約の締結後、送配電事業者等が必要に応じて供給側、買取側の計量器をスマートメーターに取り替えます。取替に際して停電が発生する場合がありますのであらかじめご了承ください。

6. 買取料金メニューの適用条件について

- 買取料金メニューは、お客様からのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- 大阪ガスと締結するその他の契約の解約等で買取料金メニューの適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を大阪ガスへ連絡していただけます。この場合、買取料金メニューの適用は大阪ガスが通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 買取料金メニューの適用条件を満たさないで電気の受給を行なった場合、PLTでんき受給約款に基づき本来お支払いすべきであった金額と既にお支払いした金額との差額を精算いたします。

7. 料金の計算とお支払いについて

- 検針および買取量の算定は、託送供給等約款等に従い、送配電

事業者等が実施いたします。その結果を大阪ガスが受け取り、P L T でんき受給約款の定めに従い買取料金を算定いたします。

- 料金算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の受給を開始し、または受給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 大阪ガスのガスまたは電気をご契約の場合、毎月の買取量および買取料金は、当社の会員専用サイト「マイ大阪ガス」にてご確認いただくことができます。「マイ大阪ガス」のご利用に際しては「マイ大阪ガスご利用規約」をご確認ください。
- 大阪ガスは、原則として買取料金をお客様が予め指定する口座に、買取を開始した月または料金をお支払いした月を1ヵ月目として、12ヵ月目までの料金を12ヵ月目の翌月の末日までに振り込みます。なお、買取料金の振込に先立ち、各月の買取量および買取料金を書面等大阪ガスが適当と判断した方法により通知いたします。

【お支払いまでの流れ】



※振込月に、振込予定の各月の買取量および買取料金を通知いたします。

- お客さまが振込口座を指定しない等、大阪ガスの責に帰さない理由で振込ができない場合、大阪ガスは原則として損害賠償責任を負わないものといたします。
- 買取料金をガス料金や電気料金等、大阪ガスのその他の契約の料金の支払いに充当することはできません。

8. 契約期間および契約の変更、解約について

- 契約期間は以下の通りといたします。
お申込み年度：受給開始日を初日として、最初に到来する3月末日まで
以降：4月1日から翌年3月末日まで
- お客様が他の事業者へ買取先を変更される場合には、新たな事業者に対してお客様より契約の申込みをしていただきます。
- 契約の変更や転宅、発電設備の撤去等に伴う解約を希望される場合は、大阪ガスへお申し付けください。なお、解約をご希望の場合は、解約を希望される日の前日の15時まで大阪ガスへお申し出いただく必要があります。
- 契約期間満了に先だって受給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も1年(4月1日から翌年3月末日まで)ごと同一条件で契約を自動更新いたします。
- クーリングオフにより契約を解除された場合や大阪ガスから契約を解約した場合等で、お客様が無契約状態になったときには、電気の受給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく必要があります。

9. その他

- 受電電気方式および受電電圧は、託送供給等約款等の定めに従うものといたします。
- お客様が新たに発電を開始される場合等で、新たに受電設備等を施設するときや、お客様の希望により受電設備を変更する場合は、託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客様から申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の受給を中止または制限する場合があります。これら、大阪ガスの責めによらずに電気の受給を中止または制限する場合、大阪ガスは原則として損害賠償責任を負わないものといたします。
- 大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客様の承諾を得て、係員をお客様の発電場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気受給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客様が遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在の電気受給契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客様の不利益となる事項が発生する可能性があります。

10. 問合せ先

○電気の申込み前の問合せ

トヨタホーム(株) (代理事業者)

住所：愛知県名古屋市中区泉一丁目23番22号

☎：0800-500-3707

受付：9:00~17:30 (年中無休)

○電気のお申込後の問合せ

大阪ガス(株) (小売電気事業者 A0048)

住所：大阪市中央区平野町4丁目1番2号

☎：0120-000-555 (グッドライフコール)

受付：(全日) 9:00~19:00

※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。